

令和7年度 ごみ焼却施設維持管理記録

施設名	宮城東部衛生処理センターごみ焼却施設			3 号 炉										
施設住所	宮城郡利府町加瀬字新船岡5番地													
令 和 7 年 度		維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物														
種類	—		可燃ごみ											
処理量(t)	—		358.82	1,972.29	1,598.97	1,417.54								
燃焼室中の燃焼ガス温度														
測定位置	—		焼却炉出口											
測定年月日	—		—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果(℃)	800以上		—	959	—	964								
集じん器に流入する燃焼ガス温度														
測定位置	—		集じん器入口											
測定年月日	—		—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果(℃)	概ね 200		—	200	—	200								
排ガス中の一酸化炭素濃度														
測定位置	—		集じん器出口 4階 煙道											
測定年月日	—		—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果(ppm)	100以下		—	42	—	30								
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日														
年月日	—		稼働日随時	稼働日随時	稼働日随時	稼働日随時								
排ガス中のダイオキシン類														
排ガスを採取した位置	—		煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段											
排ガスを採取した年月日	—		—	—	—	—								
測定結果の得られた年月日	—		—	—	—	—								
測定結果(ng-TEQ／m ³ N)	5以下		—	—	—	—								
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度														
排ガスを採取した位置	—		煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段											
排ガスを採取した年月日	—		—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果の得られた年月日	—		—	R7.5.27	—	R7.7.18								
測定結果	硫黄酸化物(m ³ N／h)	排出基準値	測定毎に算出	—	44.28	—	43.56							
		排出量		—	0.08	—	0.04							
	ばいじん 濃度(g／m ³ N)		0.15以下	—	0.0017	—	0.0023							
	塩化水素濃度(ppm)		430以下	—	4.0	—	4.5							
	窒素酸化物濃度(ppm)		250以下	—	61	—	52							
	全水銀濃度(μg／m ³ N)		50以下	—	0.51	—	(0.1)							

ばい煙の基準は大気汚染防止法、ダイオキシン類の基準はダイオキシン類特別措置法に基づく。

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値。

測定値の温度及び一酸化炭素濃度については、工場に設置された連続測定器の測定結果(測定日の日平均値)であり、その他については第三者機関による測定結果。

水銀において定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、括弧を付した表記である。また、<・・・は、計量の方法による検出下限値未満である。

令和7年度 ごみ焼却施設維持管理記録

施設名		宮城東部衛生処理センターごみ焼却施設			4 号 炉									
施設住所		宮城郡利府町加瀬字新船岡5番地												
令和7年度		維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物														
種類		—	可燃ごみ											
処理量(t)		—	2,347.44	2,203.72	1,661.91	2,382.82								
燃焼室中の燃焼ガス温度														
測定位置		—	焼却炉出口											
測定年月日		—	—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果(℃)		800以上	—	966	—	1,001								
集じん器に流入する燃焼ガス温度														
測定位置		—	集じん器入口											
測定年月日		—	—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果(℃)		概ね 200	—	200	—	200								
排ガス中の一酸化炭素濃度														
測定位置		—	集じん器出口 4階 煙道											
測定年月日		—	—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果(ppm)		100以下	—	14	—	21								
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日														
年月日		—	稼働日随時	稼働日随時	稼働日随時	稼働日随時								
排ガス中のダイオキシン類														
排ガスを採取した位置		—	煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段											
排ガスを採取した年月日		—	—	—	—	—								
測定結果の得られた年月日		—	—	—	—	—								
測定結果(ng-TEQ／m³N)		5以下	—	—	—	—								
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度														
排ガスを採取した位置		—	煙突 地上 17.7m 煙突測定口 下段											
排ガスを採取した年月日		—	—	R7.5.12	—	R7.7.3								
測定結果の得られた年月日		—	—	R7.5.27	—	R7.7.18								
測定結果	硫黄酸化物(m³N／h)	排出基準値	測定毎に算出	—	44.94	—	44.01							
		排出量		—	0.04	—	0.05							
	ばいじん 濃度(g／m³N)		0.15以下	—	0.0017	—	0.0008							
	塩化水素濃度(ppm)		430以下	—	4.3	—	6.4							
	窒素酸化物濃度(ppm)		250以下	—	53	—	50							
	全水銀濃度(μg／m³N)		50以下	—	3.4	—	<0.1							

ばい煙の基準は大気汚染防止法、ダイオキシン類の基準はダイオキシン類特別措置法に基づく。

排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙の測定結果は、酸素濃度12%の換算値。

測定値の温度及び一酸化炭素濃度については、工場に設置された連続測定器の測定結果(測定日の日平均値)であり、その他については第三者機関による測定結果。

水銀において定量下限値未満、検出下限値以上の数値は、括弧を付した表記である。また、<・・・は、計量の方法による検出下限値未満である。